

南部町告示第 37 号

南部町通話録音装置の設置及び運用に関する要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、業務の公正かつ適正な執行を確保し、職員への不当な圧力の排除及び犯罪を防止する目的で設置する録音装置及び録音データの取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 録音装置 電話機での通話中に通話内容を録音し、又は記録する装置をいう。
- (2) 録音データ 通話録音装置により録音し、又は記録された音声をいう。

(管理責任者等の設置)

第 3 条 町長は、録音装置の適正な設置及び運用を図るため、通話録音装置管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、当該機器を設置する施設の管理主管課長をもって充てる。

- 2 管理責任者を補佐するために、通話録音装置管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置き、管理責任者が指名する者をもって充てる。

(設置等の公表)

第 4 条 町長は、町のホームページへの掲載その他の方法により、通話録音装置を設置した旨及びその利用目的について公表しなければならない。

(個人情報保護)

第 5 条 管理責任者及び管理取扱者は、南部町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年南部町条例第 12 号）を遵守し、通話録音装置の設置及び運用に関し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者及び管理取扱者は、録音データの漏えい、滅失又は毀損の防止その

他安全確保のために必要な装置を講じなければならない。

- 3 管理責任者及び管理取扱者は、職務上知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(録音データの適正管理)

第6条 録音データの保存期間は、録音データが記録された日から14日間とする。

ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置の設置目的を達成するため特に必要と町長が認めた場合は、この限りではない。

- 2 録音データは、録音し、又は記録したときの状態で保存し、加工してはならない。

- 3 録音データは、複製してはならない。ただし、犯罪捜査の目的で捜査機関から要請があった場合その他通話録音装置の設置目的を達成するため特に必要と町長が認めた場合は、この限りではない。

- 4 町長は、録音データの閲覧、複製、又は提供したときは、録音データの閲覧等記録簿（別記様式）を作成しなければならない。

- 5 町長は、第3項ただし書の規定により複製データを作成した場合は、当該複製データを施錠できる収納庫等に保管しなければならない。

- 6 町長は、前項の保管する複製データについては、その目的が達成された場合その他保有する必要がなくなった場合は、速やかに破棄しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第7条 録音データは、第1条に定める通話録音装置を設置する目的以外の目的のために利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(苦情の処理)

第8条 町長は、通話録音装置の設置及び運用に関する苦情があったときは、迅速かつ適切に対応するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別記様式（第 6 条関係）

録音データの閲覧等記録簿

1 区 分	閲覧 ・ 複製 ・ 提供
2 閲覧・複製・提供日	年 月 日
3 閲覧・複製・提供理由	
4 利用する情報の範囲	対象データの日時 年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
5 閲覧者名	
6 提供先名称	名 称 : 住 所 : 氏 名 : 連絡先 :
7 備 考	